

第2章 制限等の内容について

1 禁止広告物等・・・（条例第3条）

次の広告物を表示し、または掲出物件を設置することはできません。

1. 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、または老朽したもの
3. 倒壊または落下のおそれのあるもの
4. 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件・・・（条例第4条）

次の物件に広告物を表示し、または掲出物件を設置することはできません。



※道路の路面には、広告物を表示してはいけません。

※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗その他これらに類するものを表示してはいけません。

3 屋外広告物の表示または掲出可否の簡易判定表

○：設置可（原則許可が必要です）

×：設置不可

	自家用広告物	非自家用広告物	道標・案内図板(非自家用)	適用除外広告物
第1種地域	○	×	○ 全て許可必要	○ 全て許可不要 (一部届出・通知の場合あり)
第2種地域	総面積5㎡以下は許可不要	×		
第3種地域	○ 総面積10㎡以下は許可不要	×		
第4種地域		○		
第5種地域		全て許可必要		
第6種地域				

自家用広告物・・・自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業所に表示する広告物またはその掲出物件

非自家用広告物・・・自家用広告物以外の広告物

道標・案内図板・・・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上占めている誘導目的の広告物

適用除外広告物・・・法令の規定により表示するものなど条例の規定から一部除外されている広告物

※その他、広告物の種類ごとおよび電柱の類を利用する広告物についても掲出可否があります。

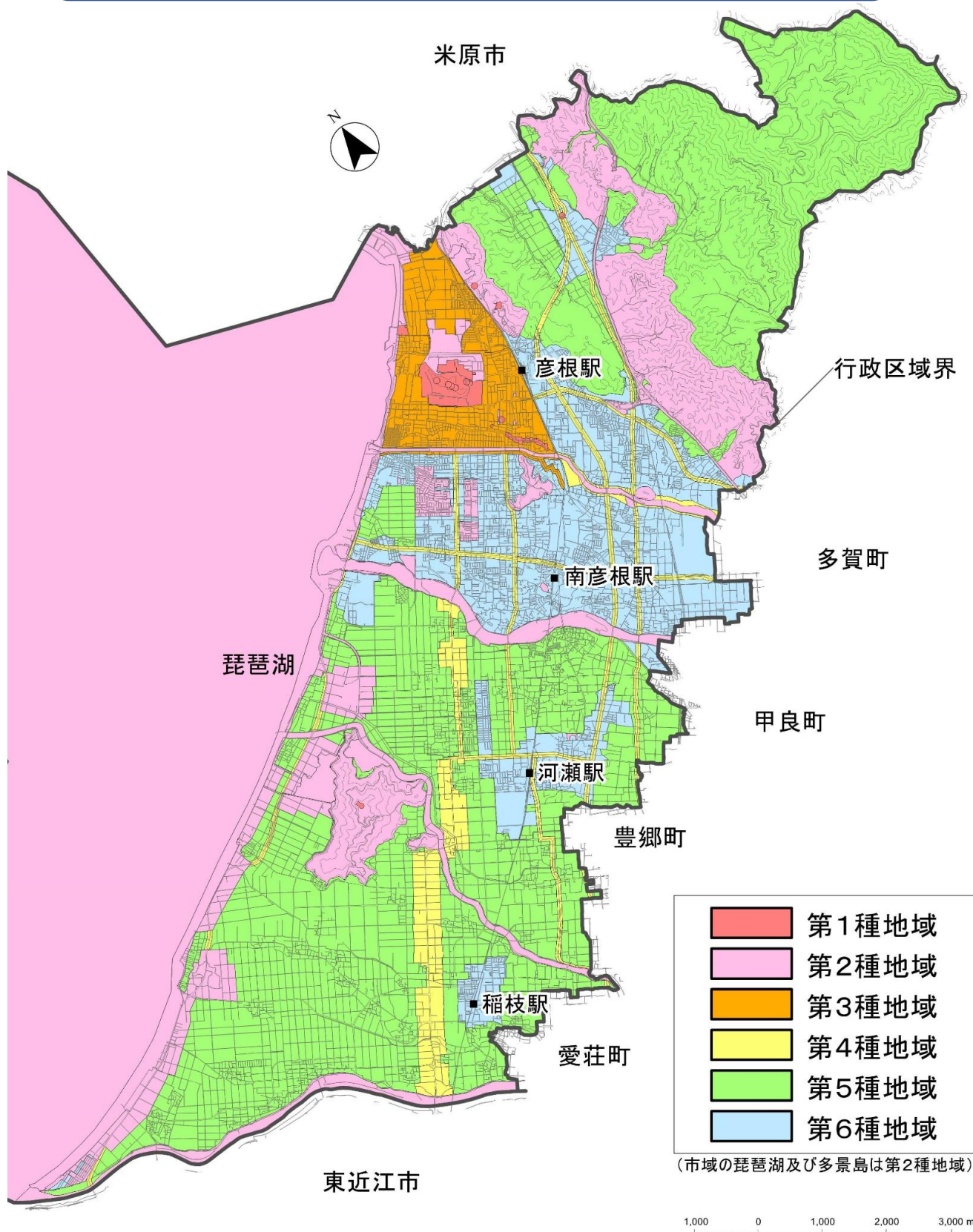
地域の区分・・・（条例第5条）

地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を第1種地域から第6種地域まで区分しています。地域の区分ごとに、屋外広告物の許可の基準を定めています。

地図情報の提供サイト「彦根まっぷ」で規制地域が確認できます！

<https://www2.wagmap.jp/hikone/portal>

スマートフォンサイトはこちらからアクセスください。



適用除外広告物・・・（条例第7条）

広告物または掲出物件の目的によって、社会生活上の必要最小限の一定の広告物については、規制のうち一定の事項を適用除外にしています。適用を除外する広告物であっても、広告物の色彩、大きさ、デザイン、数量など周囲の景観に対して配慮した広告物となるようご協力ください。

【Ⅰ】 禁止物件および許可の規定が適用されない広告物またはその掲出物件

（条例第7条第1項）

1. 法令の規定により表示する広告物またはその掲出物件
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはその掲出物件
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物またはその掲出物件
4. 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電用鉄塔、照明塔の類に所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの
6. 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、信号機、照明塔等にその所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、表示面積の合計が5㎡以内のもの
7. 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示する広告物またはその掲出物件のうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内、かつ5㎡以内のもの

【Ⅱ】 許可の規定が適用されない広告物またはその掲出物件（条例第7条第2項）

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
第1種地域・第2種地域 表示面積の合計5㎡以内
第3種地域～第6種地域 表示面積の合計10㎡以内
2. 自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、表示面積が5㎡以内のもの
3. 団体または個人が、政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動のために自己の土地もしくは物件に表示する広告物またはその掲出物件で上記1. 自家用広告物の基準を満たすもの
4. 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件
5. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該催物の開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件
6. 建設工事について表示される広告物もしくはその掲出物件で当該工事の期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これらに類する仮囲いに表示される広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないこと
7. 人、動物、車両、船舶等移動するものに表示する広告物
8. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
9. 政治資金規正法の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物またはその掲出物件で、基準に適合するもの
10. 表示または設置の日から14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物またはその掲出物件

【Ⅲ】 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（条例第7条第3項）

【Ⅰ】【Ⅱ】の適用を受けるものを除き、許可は必要ありませんが、広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するときは、あらかじめ「**通知**」が必要です。

【Ⅳ】 公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物またはその掲出物件および国または地方公共団体の指導に基づき表示する広告物でその表示の公益性が高いもの

（条例第7条第4項）

許可は必要ありませんが、広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するときは、あらかじめ「**届出**」が必要です。